

香川地方最低賃金審議会
第4回香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年8月7日 13時00分～15時31分		
開催場所	高松サポート合同庁舎 北館 702 会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県最低賃金額改正の審議について		
議事要旨	<p>1 香川県最低賃金額の審議</p> <p>労働者側：第1回提示額 時間額 920 円（42 円引上げ） 根拠：連合の2022簡易改定リビングウェイジの香川の金額が1,040円で、1,040円に最低賃金を上げるのに4年かかるとして1年当たり40.5円で切り上げて41円、地域間格差の是正にプラス1円で42円である。</p> <p>労働者側：第2回提示額 提示なし 根拠：目安額どおりであると、金額の高い近隣県との差が縮まらなかったり、引き離されてしまい、賃金の高い県に香川から働きに行くようになる等、香川の労働力が不足することになるといったことを懸念し、目安額への上乗せを主張していたが、最終的には公益案に一任する。</p> <p>使用者側：第1回提示額 時間額 916 円（38 円引上げ） 根拠：中賃の目安額41円の引上げ率4.3%を香川に当てはめて878円をかけて切り上げた金額が38円となる。 これ以上の金額提示はない。</p> <p>使用者側：第2回提示額 提示なし 根拠：昨年よりも上げ幅が1割も増えていることなど、これ以上の金額提示はないが、最終的には公益案に一任する。</p> <p>全会一致で、目安どおりの時間額918円（40円引上げ）に決定し、最低賃金審議会令第6条第5項により、この内容で局長あてに答申された。</p> <p>第4回香川地方最低賃金審議会は、第4回専門部会の閉会後に開催。</p>		